

第4回 宇都宮市環境審議会 会議録

- 1 開催日時 平成13年5月11日(金)午後2時から4時10分
- 2 開催場所 宇都宮市総合福祉センター 10階大会議室
- 3 出席者 【委員】遠藤和信, 福田久美子, 真壁英敏, 柳田 孝, 藤本信義, 水谷正一, 青木章彦, 小林正憲, 星 紀彦, 黒崎道男, 遠藤孝一, 荒井 寛, 藤江夏江
【事務局】榎渕環境部長, 他12名
- 4 公開・非公開 公開
- 5 傍聴者数 3名
- 6 議 事
 - 1 報告事項
 - (1) これまでに出された意見等について
 - (2) 栃木県弁護士会から提出された意見書について
 - 2 審議事項
 - ・答申素案について
 - 3 その他

7 会議の状況

藤本会長：第4回環境審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、新年度に入って第1回目の審議会となりますが、これまで3回にわたってご協議をいただき、当初予定していた第4回目の最後の会議となります。前回は、新たな条例の骨子案に関して市民・事業者から寄せられた意見についてご協議をいただきましたが、本日は、これまでに委員の皆様から出されましたご意見等について、どのように答申の中に盛り込むか、その意見の取りまとめについて協議してまいりたいと思います。会議は1時間30分程度を予定しております。委員の皆様の積極的なご協力により進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ・委員の変更 宇都宮地方法務局人権擁護課 (前)長部 剛さんから(新)増田 裕保さんに変更
- ・職員の変更 五井渕環境部次長 高橋環境部総務担当主幹 福田環境課長 小平環境課長補佐に変更

事務局：それでは議事に入ります。これからの議事の進行は会長にお願いいたします。それではよろしくお願いいたします。

藤本会長：それでは、まず報告事項の(1)につきまして、事務局より説明をお願いします。

福田課長：資料に基づき説明

藤本会長：要約した形ですが，これまでに出示されたご意見は，おおよそこのような内容であったかと思われます。特に訂正等を必要とする部分はございますか？

全委員：特にありません。

藤本会長：次に報告事項の(2)に進みます。前回の審議会のあとに，栃木県弁護士会から「環境基本条例」制定にあたっての意見書というものが提出されております。この内容につきまして，事務局から説明をお願いいたします。

福田課長：資料に基づき説明

藤本会長：意見書の全文につきましては，要約した資料のあとに添付されております。ご参照いただければと思います。内容を見ますとこの審議会で第3回までに委員の皆様から出されたご意見と相当重なり合う部分が多いということであり，この取扱いにつきましては，前回の市民・事業者の皆さんから寄せられましたご意見と同様な形で，十分に条文作成の際に参考にさせていただければと思います。

それでは，続きまして，審議事項に入りたいと思います。これまでに出示された意見等を基に，答申素案についてを議題としたいと思います。事務局より説明をお願いします。

福田課長：資料に基づき説明（本日欠席の小林幹夫委員から会長あてに提出された意見についても出席委員全員に配布し説明）

藤本会長：ありがとうございました。今の事務局の説明を受けて様々なご意見があるかと思いますが，目次を見ていただくとおわかりになるとおり，大きく2つのパートにわかれております。一つ目が条例の見直しについて，二つ目が条例のあり方についてであります。さらには，参考という扱いとなっている審議会見解の3つということになります。

まず最初に，環境保全条例の見直しについてのご意見等がございましたらお願いしたいと思います。

遠藤(孝)委員：2ページ目の第3の「本市の目指す環境行政の方向性」の中で，最初の部分に審議会での議論を踏まえて，環境の概要的な部分が記されているわけですが，その最後の部分が「良好な自然環境が確保されている」で終わっているが，実際には良好な自然環境が確保されている一方で，年々都市化等により自然環境の悪化も進んでいるという現実もあるので，概要を示すのであれば，良好ではあるけれども徐々にそういうものが蝕まれているというところまで触れておいた方が実際に則していると思われる。

青木委員：1ページの第1，環境問題の動向の中で，最後に県の動きが記されておりますが，県では，基本条例を創り，基本計画を策定し，その後，具体的な施策を展開させております。例として，平成12年度に「環境学習推進指針」を策定するなど，具体的な施策を展開していることから，基本条例の制定，基本計画の策定，具体的な施策の展開という部分まで盛り込むべきであると思います。

藤本会長：表現としては，先ほどの個別の名称をあげずに，具体的な施策というものを展開しているということを入れるというご意見であると思われる。

私的な意見ですが，第3の本市の目指す環境行政の方向性の最後の部分に，「また，社会全体の仕組みを変えることと同時に…」という部分がありますが，この部分については，その仕組みを変える方法というものを何か表現として入れる必要があるのではないかと思いますがいかがでしょうか？

水谷委員：私もその部分が気になっていたのですが，具体的な施策の目標として からまで挙げられており，「また…」以下の部分の交通対策や環境に配慮したまちづくりというのは目標ではないのかということになる。むしろこの部分が先にきて，こういうものが環境の範囲として捉えるべきであるという表現を先にうたうべきであると思われる。具体的な目標を挙げながらそのあとで環境の範囲はもっと広いという表現の仕方よりも，これまでは従来の公害型の環境の捉え方となっており，それをもっと広げた形で環境を捉え，その具体的な目標として から 及び交通対策云々があるという表現の方が良いのではないかとされる。

藤本会長：この部分については，全体の構成をもう一度整理をしておすというご意見であろうかと思います。これについては新たな条例のあり方の中にも関連があると思われる。

水谷委員：先ほどに関連して，第1回目の会議に出席をし，第2回・第3回は出席できずに，中間の議論を抜きにして発言するのですが，1回目の議論で具体的な施策の目標と基本的理念という部分については，指摘をしたはずである。せっかく議論をされていたにもかかわらず，その部分は具体的な施策として から ，そしてプラスアルファの案ということで整理されている。私は基本的理念というのは，もっと違った形でまさにベーシックな理念として定めるべきであると考える。この部分の最後に，「この基本理念の根底には…」以下の部分が実は基本的理念ではないかと理解しております。そういう整理がなされていない。私はこの部分を見て，これまで1回目の意見がどのように受け止められていたのかとたいへん驚いている。

藤本会長：この辺のところは，事務局のお考えがあればお願いいたします。

事務局：この部分につきましては，第2回目の協議の中で，基本的理念という文言に条例上なっておりますが，条文の構成上，基本的な方針を含むものであるという整理をさせていただいております。そのため具体的な施策の目標的なものとなっておりますが，実は基本方針的なものということで，この基本的理念については整理をして，お示しをさせていただいております。

藤本会長：この部分については新たな条例のあり方の中にも関連があることから，その部分でまたご協議をいただきたいと思っております。

それでは，環境保全条例の見直しについては，これまでに出示されましたご意見に基づき，修正を行うということによろしいでしょうか？

全委員：異議なし

藤本会長：それでは，次に，新たな条例のあり方についてご協議をいただきたいと思っております。

水谷委員：4ページの基本的理念について，先ほどの説明では，基本的理念というよりは，基本の方針ということでありましたが，そういうことならば基本の方針とするべきであると思っております。ただ，基本理念と方針とどちらが先にあるかというところはやはり理念であると思っております。この4ページで言えば，基本的理念の最後の部分の「この基本的理念の根底には・・・」というこの部分がまさに基本理念であると思われまます。「持続可能なまちづくり」を実現する・人と自然が共存した形での社会の構築・「エコシティ」を目指す という部分がまさに理念としておかれていて，それを実現するためにいくつかの方針が整理されていくということであれば，ある程度はわかるような気がする。

藤本会長：そうすると，あらたに材料として持ち込む必要もなく基本理念と基本方針という仕分けがこの中でも可能であるということでしょうか？

水谷委員：可能であると思っております。ただ，2段目の「恵み豊かな環境に深刻な～・・・」という部分は認識であり，こういう認識が最初にあって理念が出て来る。そして方針が来るという流れになれば，理解しやすいのではないかと思います。

藤本会長：それでは，この部分につきましては，そのような整理で修正をかけたいと思っております。他にご意見等ありますでしょうか？

小林(正)委員：3ページの(1)の前文の部分ですが，「すべての市民が健全で～・・・」というところで，この部分はNo13・17の環境権を盛り込んだという趣旨で書か

れていると思われませんが、そうであるならばもう一步踏み込んで「環境の恵沢を享受する権利を有すること」というふうに明確にうたっていただきたい。これは、他の条例を見ても、前文の中で広島市であれば「快適な生活を営む上での市民の権利であり…」とうたい、岡山市でも「健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有する」とある。このように、環境権というものを答申の中に盛り込むのであれば、「権利」という言葉を入れていただきたい。

藤本会長：この部分につきましては、権利及び責務ということを明確にする、というご意見であると思われま。

遠藤(和)委員：8 ページ目の(8)環境審議会についてであります、「市長の諮問機関として設置することが適当である」というところですが、他市においては、諮問に答えるだけでなく、環境の保全及び創造に関する調査をして市長に意見を述べるができるというところがある。諮問となりますと一方的に市長から諮問がなければ機能しないということになりかねないので、もう少し自主性を持たせたような審議会にした方が良いのではないかと思います。他市においても、例えば神戸市においてもそういったことを行っているということであり、私は盛り込むべきであると思わますが、委員の皆さんはいかがでしょう？

藤本会長：「市長の諮問機関として…」という表現を変えるというご意見でしょうか？

遠藤(和)委員：やはり変えた方が良くと思わします。諮問がなければ審議会そのものの意味合いも問われるわけであり、宇都宮の環境を変えるような問題がある、あるいは問題がないのか、調査を行い、それを考える、意見をまとめるというのが審議会であると思わ。その中の一つの業務が市長からの諮問に対する答申ということであり、また、市民・事業者の意見についても市長に伝える等、環境保全について調査研究し、これを市へ答申するという、そういう機能まで入れておいた方が良くと思われる。

藤本会長：審議会の形式上の位置づけというのは、あくまでも諮問があってそれに対して審議を行うというものであると思われます。今のお話のように市長からの諮問がなくても審議会を開催して良いのかどうか。

事務局：ただいまのご意見に関しましては、地方自治法制度の中では明確な規定がありまして、基本的にはこの審議会という附属機関と専門委員制度という2本立ての制度しか位置づけがされておられません。今、お話の審議会については、何らかの行政課題があって、この課題に基づきまして各委員さんにご検討をいただいでご回答いただくという、いわゆる諮問・答申という形をとっております。これが一般的でありまして、自由に各委員さんがお集まりになって、自由にその都度、市長に対して意見をするとすることは、現在の審議会制度にはなじ

まないものであり、通常の場合には直接に民間の方が市長に直接具申するという制度が現行の場合には、行われておりまして、現在のところ、公式な制度としてはありません。

遠藤(和)委員： 弁護士会の方から出された資料の16ページに、神戸市民の環境を守る条例は、環境審議会に単に市長からの諮問に応えるだけでなく、市長に意見を述べる権限を与えている(第53条第3項)というように、他市ではこのように諮問されたもの以外に、行えるという条例がある。もしこういう方法が可能であれば、私は条例の中に盛り込むべきであると思います。

真壁委員：今の解釈はいかがなものかと思えます。神戸市では、あくまでも市長より諮問を受けて、その答申の中で、こういった事項に関して権限も与えられてはどうかという意見ではありませんか？

事務局：今、条例の本文が見つかりました。これによりますと、53条の3項「審議会は、健全で快適な環境の確保に関する事項に関し、市長に意見を述べるができる」として、その内容を限定しております。そういう意味では、このような条文設定は可能であると思われま。

藤本会長：この部分に、同様に「健全で快適な環境の確保に関する事項に関し」という部分が入っても良いのかも知れません。

水谷委員：4ページの各主体の責務についてですが、「また、各主体の責務には～・・・」以降の最後のまとめの部分が、「～を盛り込むことが望ましいという意見もあった」という表現となっている。他のところを見ると、「望ましい」「～という意見もあった」という表現でとめている部分があり、全体を通じて言えることではあるが、「～という意見もあった」という表現は、弱い表現であり、他の意見や考え方もあるということにもなってしまう。この表現は、どのような意図で使用されているのかお聞きしたい。

真壁委員：これは、環境行政のあり方についての答申素案とありますとおり、基となる考え方、案ということで作られたものなのではないでしょうか。そのためにこういう意見もあった、望ましいというそれぞれの表現をとられたのであると理解したのですが。

事務局：この「適当である」「望ましい」「～という意見もあった」という区分けでありませんが、前回までに委員の皆様から寄せられた59の意見について、その意見の内容が同様な内容として重複して認められたものにつきましては、「適当である」「望ましい」という表現に、またその意見が個人的なもの、単体の意見として、同様な内容の意見が他の委員さんから出たと確認できなかったものにつ

きましては、「～という意見もあった」という表現でこの素案に関しては整理をさせていただきます、あくまでたたき台として、今回お示しさせていただきました。

藤本会長：この場で、どの表現がふさわしいかということをご協議いただいて決めていければと思います。

柳田委員：関連して3ページの前文の最後の部分について、この部分は私の意見であります、まず、同じ口調で表現を結んでいただいて、それを協議した方が良いと思います。

遠藤(和)委員：事務局では、先ほどのルールのもとに表現を決めたわけではありますが、その表現について我々が、ふさわしいかどうかを審議して見直していけば良いと思われま。

藤本会長：それでは、個別に見ていただくことといたします。

遠藤(和)委員：まず、前文についてであります、最後の「～という意見もあった」という部分は、とった方が良くと思います。

藤本会長：この「被害者であり、加害者である」という認識の部分については、前文の中で、先の権利と責務の部分に合わせた表現を工夫するべきであると思われま。

遠藤(孝)委員：7ページの の環境影響評価の推進のところ、「～望ましいという意見もあった」というところについて、確かこれに近い意見が出されていたと思われま、ので、「望ましい」という表現にしていきたいと思われま。

遠藤(和)委員：6 ページの中段の と の下段にも「～という意見もあった」という表現がありますが、どうでしょうか？

藤本会長：皆さんの合意が得られれば、削除したいと思われま、いかがでしょうか？
また、 のところで「我々の負担も辞さない」という表現はマイナスイメージが感ぜられることから、この部分は、皆それぞれが考えて保全をして行かなければならないという表現にした方が良くと思います。 についてはもう少し、重点的な基本施策という観点から文言等について検討すべきであると思われま。

遠藤(和)委員：自然環境の保全に関して、前文の中にも「～将来の世代にその環境を継承する～…」とありますが、やはり我々の責務として、自然環境を保全し、将来の世代に継承するという責務があるということだと思われま。

藤本会長：この辺の理解の仕方としては、きちっと自然環境を保全することにより、すべての市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるということであり、もうすでに自然環境の保全は前提にあるという考え方で良いと思います。

柳田委員：保全という言葉を入れるとなると、新しく創るという「創造」という言葉も入れなければならないのではありませんか？そうするとわかりづらくなると思われま

青木委員：前日も申しましたが、「保全と創造」という表現は、明確に区別した方が良いと思われま

藤本会長：その部分については、はっきりと意識されていると思われま

真壁委員：4ページの各主体の責務の市・市民・事業者の責務のうち、市民・事業者には、「また緑化を図り、緑あふれる環境の形成に努めることなどを盛り込むことが適当である」ということが入っているにもかかわらず、市の責務には入っていない。繰り返しの表現になってしまうということであれば、(5)の各主体の責務の部分で全体的に触れて、の部分では削除しても良いのではないかと思われま

藤本会長：責務の中に盛り込まれる共通事項につきましては、最初の部分に入れるというご意見であると思われま

小林(正)委員：関連して5ページのの市民の責務の中で3行目に「特に具体的な事例を掲げ・・・」という表現があるが、特に具体的な事例を掲げということであれば、市の責務の中にも具体的に何をやるのかを入れるべきであり、市民の責務の部分にだけ、このような表現をするのは不公平であると思われま

藤本会長：おそらく意識の醸成ということで具体的にという表現としているものと思われま

事務局：会長のおっしゃるとおりでありまして、第2回目の会議の中で、市民の皆さんに行っていただくこととして、かなり具体的事例をあげたわけでありま

への負荷の低減に努めることなどが挙げられます。

藤本会長：それでは、時間もお約束の時間を過ぎてしまいましたので、最後の参考の部分に入りたいと思います。市民参加のあり方に関する環境審議会見解というものにつきまして、ご協議をいただきたいと思います。

遠藤(和)委員：今回は審議会見解として条例とは別に書かれておりますが、本来は の情報の提供という部分に盛り込むべきものであると思います。情報の提供は手段であって、何のために情報の提供をするのかということを考えた場合には、例えば、市民への報告を行って市民の声や要望を取り入れることが目的であると思います。その意味では の情報の提供について、「市民への報告を行うとともに…」という部分を「市民への報告を行い、市民の声を反映するとともに…」という表現にした方が良いと思われる。そして、そのことにより9ページの審議会見解というものが基本条例に反映するという認識が得られると思われる。

藤本会長：今のご意見では の表現を変えるということでしょうか？

遠藤(和)委員： の表現を変えた上で、こういう審議会見解というものがありませんというのを付け加えたほうが良いと思います。

遠藤(孝)委員：この環境審議会見解というのが、何を言っているのかがよくわからない。シンポジウムをやるかと言っているのか、やらないかと言っているのか。ぼかした印象を受ける。

藤本会長：市民参加の手法については、きちんと行っていただきたい。その市民参加を具現化していく手段として、制定段階においてシンポジウムなり中間報告会を実施するという意見と条例については専門家集団で練った後、具体的な環境基本計画を策定する段階で実施すべきであるという意見とが両方あります。いずれにしても市民参加の具体的な手法については、十分検討されたい という内容だと思います。

遠藤(孝)委員：審議会としてこの見解についても市長へ答申するわけですね。ということは、こういう意見があったから、市長さん、制定の際にはどうぞ参考にしてくださいといった趣旨であると理解してよろしいですね。

真壁委員：こういう形で答申するとなると、市長さん、あなたはシンポジウムや中間報告会を開催するのですか、それとも条例を制定した後に開くのですか？お答えくださいと言っているような感じを受けます。

小林(正)委員：この表現の中で「検討すべきことを提起し」ということであると下駄を預けてしまった形となってしまっている。この審議会の見解と言っても、やるもやらないもお任せしますといった表現となっていることから、むしろ、市民の意見を何らかの形で吸い上げるべきであると言い切るかどうかであると思います。私は、実施すべきだという意見であります。手法については、いろいろな制約を受けるわけでありますからこだわりませんが、ただ、きちっと市民の意見を聞いた形で条例なり基本計画を創るべきであることをはっきりとしていた方が良いと思います。

藤本会長：この内容は、二つの意見とも小林委員さんがおっしゃられたご意見が表現されていると思います。考え方は共通していることから、むしろ最後の部分を最初に持ってきて、二つの意見というものは、簡単に標記するという程度で、市民参加がとても大切であるということを中心に前面上に出した方が理解しやすいと思います。

遠藤(孝)委員：最後の部分が「真に期待したい」という表現ではなくて「市民参加で創るべきである」というように強い表現で前面上に出した方が良いと思います。その後の市民参加のあり方としては、先にやるのか、後にやるのかの問題であると思われます。

小林(正)委員：どこから入るかということは、大きな問題であり、条例案の段階から入るのか、条例案は市民参加をせずに創ってしまって、後は、具体的な基本計画の中で市民参加があるということで、やはり私としては、制定過程から市民参加を図るべきであると思います。というのは、この環境基本条例を一体誰が使うのか？ということを見ると市民の責務がうたわれているにもかかわらず、市民の声が届かないところで勝手に市民の責務が決められてしまうというのはフェアではないと思われる。やはり条例の制定段階から市民が加わるべきであると思われます。

遠藤(和)委員：今回の検討過程の中で、市民の声というのは、今までとは違って入ってきていると思われる。実際に広報うつのみやで骨子案を示して40件前後の意見を徴したり、弁護士会がこのように意見を出したりといろいろと行っている。シンポジウムの目的が、意見がこれではまだ足りないという認識に立つのか、それとも市民の方へ啓発・周知を含めて行うのかということで、私は今こういうことを行っているということを市民の方にディスカッションの中で理解していただくということが大きなポイントであると思われる。そういう意味で、市民の意見を全く聞いていないかということ、今回は聞いているという認識を私は持っています。

小林(正)委員：そのことを否定するつもりはありませんが、いろいろな形で市民参加と

いう窓口を開いておくべきであると思います。今までに比べればはるかに多くの意見が寄せられております。ただし、ペーパーにして意見を出すということは、非常に労力の要ることであり、もう少し気楽に話せる場というものも設けるべきであるというのが、私の意見であります。

藤本会長：この見解の部分は、最初に手段・手法が違う角度でありますよという表現をした上で、最後の表現があるというのではなく、むしろこの表現を逆にすべきであると思われま。

真壁委員：市民参加については、私も大賛成であります。もう少しこの審議会の位置づけを考えるべきであると思います。いわゆる専門家集団による深い議論がなされており、おおよそその部分についてはできあがりつつある。市民の方々からの意見についても取り入れてきている。そのため、この審議会の意味というものが、もっと重要視されても良いのではないかと思います。

藤本会長：この見解は、審議会の機能や位置づけを軽視するという意味ではなく、広く市民、事業者に環境の重要性をアピールするという意味合いもあるということでもあります。もう一つは具体的な施策を今後進めていく中で、シンポジウム等という場面は、環境基本計画の中で、私の地域ではどうなのか、いろいろな課題が出てくるであろうという時に、この審議会のメンバーだけではカバーすることはできないわけにありますことから、そういうことも含めての見解であるということでもあります。

水谷委員：見解の中の「むしろ高邁な理念として条例が制定され」という表現がありますが、この部分は取った方が良いと思われま。また、6ページの「人と自然との共生、創造とありま」が、4ページでは人と自然とが共生する社会の構築と言っており、この部分がかみ合わない。社会の構築とした方が良いと思われま。もう一つは「また、自然環境と歴史的文化的遺産の保護というものは一致していることから…」という箇所は文章的に理解しにくい。この部分の表現については検討が必要であると思われま。

青木委員：ずっと話題になっていたものの中に、地球環境問題がありますが、この中では、地球温暖化対策については触れられている。地球環境問題は温暖化だけではなく、いろいろあるわけですから、地球環境問題に関する項目を設けて、地球環境問題に対する取り組みを推進する必要があると思われま。あとで加えられた「なお、基本施策の中に…」という部分ではア・イ・ウ・エ・オとありますが、それらのア・イ・ウ・エについては、次の施策の総合的、効果的推進の中に該当する項目があるが、オの地球環境の保全に関する施策については該当する項目が無いことから、是非設ける必要があると思われま。

藤本会長：それは、 の国及び他の地方公共団体との協力の中に盛り込む方が良いという意見でしょうか？ それとも足元からの取り組みとして市が ISO の認証を取得するという動きやエコシティ、エコオフィスを目指すということとは、また別に項目を設けるということでしょうか？

青木委員：私は、 として地球環境問題に関する取り組みとして1項目を入れる必要があると思われま

藤井委員：7ページの に学習の機会の確保とありますが、環境教育の推進をもう少し前面に出す必要があると思われま

藤本会長：環境教育というと成人層というよりも子どもたちに対する教育にウェイトが置かれているという現実があると思われま

青木委員：そういう現実があることから、昨年度、県では環境学習推進指針というガイドラインを定め生涯学習の一環として取り組んで行こうと動き出しておりま

藤本会長：環境教育というどうしても小・中学校の教育と連動しているような形ととらえられがちであると思われま

青木委員：最近では環境省でも「環境学習・環境教育」という言葉を使用しております。

藤井委員：この前にクリーンパーク茂原を見学した時に、外見はホテルのように立派でありながら、風力や太陽光などの利用も当然行われているものと思っていたらちょっとした施設のみの利用にとどまっていたり、施設内の廊下の電気もセンサー式ではなく、つけっぱなしになっているなど、こういった施設の建設に関して、大人の教育も必要であるということ

藤本会長：環境学習・環境教育の推進という表現を盛り込むというご意見としてお受けしたいと思いま

水谷委員：基本的には、地球環境問題について考えた場合に、青木先生の意見に賛成です。全体の流れの中でおそらく地球環境問題について触れられているのが、各主体の責務の部分のみで、現在、生物の種の多様性の確保ということが叫ばれているが、その部分が出てこ

めていないといえる。おそらく地球環境問題と絡めて考えることができることから、生物の種の多様性という部分についても具体的に入れておいた方が良いと思われる。

遠藤(和)委員：最後の審議会見解の中で、市民参加として二つのあり方が示されましたが、私としては条文の案ができた段階で少なくとも住民縦覧を行って意見を求めた方が良いのではないかと、その後この審議会最終答申を行って、そして条例制定後に市民とのシンポジウムを開くような方法をとらないと、この意見を述べた段階で、将来シンポジウムがどの段階でできるかということとは不確定の要素が強いと思う。そのため、遅ればせながら条例制定後にシンポジウムを行うということは盛り込んでおいた方が良いと思われま。

藤本会長：表現としては、削るということではなくて強調するという考えであると思います。意見としてこの中に盛り込むということではなくて、こういう手法があるということ提起することであると思います。先ほどの意見はこれまでも検討されてきていることから、新たに加えるまでには至らないと思われま。

遠藤(和)委員：今、この見解を出して、それに対する担保というか、シンポジウムを行うかどうかということは、執行部にお任せという形になってしまうので、行うということ盛り込んだ方が、私は良いのではないかと思います。

藤本会長：我々の権限としては、答申するということであり、そういうことも一つの手法としてあるということ答申の中に盛り込むことであると思います。審議会決定したとしても、開催を決定することにはならないということあります。他にありますか？

福田委員：もう少し強い形で表現を検討していただけないかという部分があります。資料の3ページの「新たな条例の位置づけ」という部分の下線で示された「まちづくりという大きな視点を含めた、市総合計画と同様な重要な位置づけとすることが望ましい。」という部分であるが、県の弁護士会から出された意見書の中にあるように、「環境基本計画の他の計画や施策に対する優位性ないし基底性を明らかにする」というように、環境に影響を及ぼすあらゆる市の施策について優位性を持たせる等というような、より強い表現とした方が良いと思われる。

藤本会長：この部分については、なかなか難しいところであると思われま。議論の中では、すべての環境に影響を与えると予想されるような施策、事業等について、位置づけをはっきりさせなければならないということであると思われま。すべての施策、事業等に対する優位性ということについては、はっきりと文書化して表現してしまっ良いのかどうか、それよりも「市総合計画と同様の重要

な位置づけ」ということで、位置づけはかなりはっきりとしていると思われる。

予定の時間が少々オーバーしております。実は、我々の委員としての任期は、6月13日までということでありまして、これまで4回にわたりご協議をいただいたわけではありますが、できれば13日の任期までに我々の責任をもって市長に答申をしたいと考えております。ただ、今日も様々な貴重なご意見をいただいて、これで会長預かりというわけにはいかないと思われま。

そこでたいへん恐縮ですが、もう一回審議会を開催してご協議をいただく必要があると思われま。

事務局と委員の皆さんの同意が得られれば、第5回の会議を、予定にはありませんが、開催したいと思いますが、事務局としては、可能でしょうか？

事務局：はい、可能であります。

藤本会長：委員の皆さんはいかがでしょう？

全委員：異議なし。

藤本会長：それでは、次回の審議会で答申案を固めたいと思います。事務局の方で、今日出されましたご意見を整理していただきますが、さらにお気づきの点がございましたら、また、今日ご発言いただかなかった委員さんで修正すべき点等がございましたら、事務局へご連絡いただきたいと思いま。

ご意見等の連絡につきましては、今日が11日ですから10日間くらいでいかがでしょうか？

真壁委員：それに関連して、今日、小林幹夫委員さんから会長あてに出されました資料の中に、6行目以降「なお、環境課担当者により～」というたいへん厳しいご意見が寄せられております。事務局によるこういった資料づくりについてもかなりの時間を要するものと思われま。また日程調整に関する問題についても18名全部の委員が集まるというのは、かなり難しい作業であると思われま。たまたま小林幹夫委員さんがその日にぶつかってしまったということであり、他の委員さんがある時は参加できたり、できなかつたりという状況はある程度やむを得ないのではないかと思われま。今日も2時間という協議がなされ、かなりの意見が出されていることから、この協議の内容を資料としておこすのもたいへんな作業になると思われま。その上、次回までに答申案をつくるということであれば、日程はぎりぎりまでその時間を引き延ばしてあげた方が良くと思われま。

藤本会長：それでは、修正点などを事務局へ提出するのは、早めに18日くらいまでということではよろしいでしょうか？

全委員：異議なし。

藤本会長：それでは、その他に移りますが、委員の皆様から何かございますか？

遠藤(和)委員：この場で次回の第5回の会議の日程を決めておいた方が良いと思われ
ます。

藤本会長：事務局では、いつごろを予定されておりますでしょうか？

事務局：先ほどのご協議の中で、今月中にもう一度というご意見でありましたことから
30日(水)の午後を開催日としていただければありがたいのですがいかがで
しょうか？

藤本会長：ご都合はいかがでしょうか？ ご都合の悪い方はいらっしゃいますでし
ょうか？ 遠藤委員さんの他には、いらっしゃいますか？

午後3時過ぎであれば、皆様のご都合が合うようでありますので、30日
(水)午後3時ということで、最終の答申案を議題として開催をしたいと思
います。ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、以上で第4回環境審議会を閉会いたします。お忙しいところありが
とうございました。